2　都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第五条第一項の規定により作成された活性化計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第九条を第十条とする。

第八条第二項ただし書中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第五条第八項各号」を「第五条第十項各号」に改め、「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）」を削り、同条第三項第三号中「適合する」を「定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがない」に改め、同項第四号中「活性化施設」を「活性化事業」に改め、同項第五号中ロを削り、ハをロとし、同条第四項を次のように改める。

4　第五条第十五項及び第十六項の規定は、農業委員会が第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。）である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするときについて準用する。この場合において、第五条第十五項中「同項の協議に係る農地」とあるのは、「当該所有権移転等促進計画に係る農用地」と読み替えるものとする。

第七条第五項を削り、同条第六項中「（農地法第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6　都道府県知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該所有権移転等促進計画の内容が第二項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであるときは、前項の承認をするものとする。

一　当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、同条第二項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　当該土地が農地法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が同条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、当該農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該活性化事業の目的を達成することができると認められないこと。

三　当該土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

7　市町村が指定市町村である場合における第三項及び前二項の規定の適用については、第三項中「は、次に掲げる要件」とあるのは「は、次に掲げる要件及び第六項に規定する要件（同項第一号及び第二号に係るものに限る。）」と、第五項中「農用地」とあるのは「農用地（農用地区域内の農用地に限る。）」と、前項中「次に」とあるのは「第三号に」とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第六条　活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、活性化計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　活性化計画を作成しようとする都道府県又は市町村

二　当該都道府県又は市町村の区域内において活性化事業を実施しようとする農林漁業団体等

三　当該都道府県又は市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

3　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の項中「第七条第六項」を「第八条第五項」に改める。

（農地法の一部改正）

第三条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第八項」を「第五条第十項」に改める。

第四条第一項第六号中「第八条第一項」を「第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて農地を同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第九条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「第五条第八項」を「第五条第十項」に改める。

第五条第一項第五号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第八項」を「第五条第十項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第四条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第八号中「第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的」を「第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて同条第二項第二号に規定する活性化事業の用」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前にこの法律による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画についての農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

（地域再生法の一部改正）

第六条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「同法第六条第一項」を「同法第七条第一項」に改める。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第七条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第九条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」の下に「（平成二十年法律第三十九号）」を加える。